

基本方針

6 “安全・安心” のまち

- 01 防災対策の推進
- 02 情報伝達の充実
- 03 防犯対策の推進
- 04 交通安全対策の推進

基本方針

6 “安全・安心”のまち

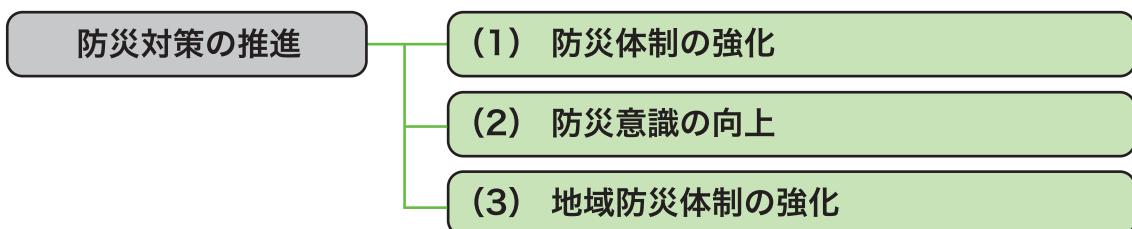
01 防災対策の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 災害時における防災施設の充実を図ります。（公助）
- 防災訓練等を通じ、住民等の防災意識の向上を図ります。（自助）
- 自主防災体制の組織化等を図り、共助による防災体制の充実を図ります。（共助）

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 全国各地で多発する集中豪雨による土砂災害をはじめ、東日本大震災を機とした地震や放射能への備えなど、住民の防災意識は非常に高いものとなっており、災害発生時における避難誘導等の防災対策が緊急かつ重要な課題となっています。
- 本町の北西部に位置する茶臼岳は、1963年の小爆発を最後に静穏な状態が続いていますが、2014年の御嶽山の噴火を踏まえ、登山者や観光客を含む住民等への火山防災体制の確立が必要とされています。
- 消防団員等の確保や共助による防災体制の確立が必要となっており、消防団の組織強化や装備の充実、自主防災体制の組織化が課題となっています。

■ 目標実現に向けて

(1) 防災体制の強化（公助）

- 計画的に消防団詰所の建替え、消防団車両の更新を行い、防災体制の強化を図るとともに、災害備蓄品を購入し、災害時における避難所運営に備えます。
- 避難行動要支援者の安全な避難を確保するため、避難行動要支援者システムの運用と自治会や社会福祉協議会などによる見守りネットワークを中心とした、避難誘導体制の確立を図ります。
- 消防資機材の計画的な導入を図ります。
- 避難所の備蓄品の拡充を進めます。

(2) 防災意識の向上（自助）

- 防災訓練等を通じた防災意識の向上を図ります。
- 災害に適切に対応する能力の基礎を培うため、児童生徒等の発達の段階を考慮した、学校の教育活動全体を通じた防災教育の充実を図ります。

(3) 地域防災体制の強化（共助）

- 消防団員や婦人防火クラブの人員確保を図るとともに、消防団施設や装備等を計画的に整備・更新を図ります。
- 地域防災体制の充実のため、自主防災体制の組織化を図るとともに、地域の実情に沿った地区防災計画の策定に対する取組みを支援します。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
防災訓練等開催数	回	3	4
自主防災組織数	団体	1	90

=施策の実現に向けた主要事業=

- ・防災体制強化事業 【継続】

=施策の実現に向けた行政と町民の役割分担=

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安全避難を確保するため、避難行動要支援者システムの運用と自治会や社会福祉協議会などによる見守りネットワークを中心とした、避難誘導体制の充実を図る。 ・防災訓練等を通じた防災意識の向上を図る。 ・学校の教育活動全体を通じた防災教育の充実を図る。 ・消防団員や婦人防火クラブの人員確保を図るとともに、消防団施設や装備等を計画的に整備・更新を図る。 ・地域における消防防災体制の充実のため消火栓や防火水槽等を計画的に整備する。 ・自主防災組織の設立や事業に対する支援を行う。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが防災意識を持ち、最悪の事態に備える。 ・消防団や婦人防火クラブの活動に協力するとともに、自主防災組織を立ち上げ、共助による防災体制の組織化を図る。

基本方針

6 “安全・安心”のまち

02 情報伝達の充実

■ 目指すべき方向

=計画目標=

○災害時における情報伝達手段の充実を図ります。

=施策の内容=

情報伝達の充実

(1) 情報伝達手段の充実

■ 計画の背景

○大規模災害の発生時等において、住民に対する情報発信のための情報通信基盤の喪失を防ぎ、スムーズで切れ目のない情報の発信を可能とするため、災害時の通信手段の強化と放送ネットワークの強靭化を目指します。

■ 目標実現に向けて

(1) 情報伝達手段の充実

○必要な情報を住民等に迅速かつ的確に提供するため、防災行政無線の整備や那須町安全安心メール等インターネット環境を活用した防災情報伝達手段の充実を図ります。

○県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークの運用について、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害発生を防止します。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
那須町安全安心メール登録者数	人	3,307	10,000

=施策の実現に向けた主要事業=

- ・防災行政無線等整備事業【継続】

=施策の実現に向けた行政と町民の役割分担=

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none">・防災情報伝達手段の充実を図る。・耐災害性の高いWi-Fiにより来訪者や住民の安全確保を図る。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりが防災意識を持ち、平常時から発災時を想定し、災害情報の入手方法を習得する。

基本方針

6 “安全・安心”のまち

03 防犯対策の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 町民等が安心して暮らせるよう、防犯対策の充実に努めます。

=施策の内容=

防災対策の推進

(1) 生活安全対策の充実

■ 計画の背景

- 近年の傾向として、悪質商法による被害者が増加しており、特に高齢者が犯罪に巻き込まれないような体制づくりが急務となっています。
- 犯罪は未然に防ぐことが大切であることから、情報の提供や、家庭、地域、学校、警察、行政が連携し、地域ぐるみによる犯罪防止体制の整備が必要となっています。

■ 目標実現に向けて

(1) 生活安全対策の充実

- 犯罪のないまちづくりを推進するため、地域、職場、各種関係団体の相互協力を強化し、地域ぐるみの犯罪防犯体制を整備します。
- 「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防運動や防犯に関する普及啓発活動を実施し、自主防犯活動の推進や青少年の非行防止活動等に努めます。
- 犯罪発生状況の情報提供をはじめ、防犯灯の設置や防犯カメラ等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐ環境を整備します。
- 特殊詐欺対策電話機購入補助制度の周知を推進します。

■ 数値目標

〈施策に関する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
刑法犯認知件数	件	117	0
特殊詐欺対策電話機等購入費補助件数	件	0	20

=施策の実現に向けた主要事業=

- ・防犯対策事業 【継続】

=施策の実現に向けた行政と町民の役割分担=

主 体	取り組み内容
行政	<ul style="list-style-type: none">・地域ぐるみの防犯体制を整備する。・「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防運動や防犯に関する普及啓発活動を実施し、自主防犯活動の推進や青少年の非行防止活動等に努める。・犯罪発生状況の情報提供をはじめ、防犯灯の設置、防犯カメラ等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐ体制を整備する。・特殊詐欺への対策機能を有した電話機等の購入に対し、支援を実施する。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none">・犯罪の発生状況や傾向を理解し、常に「犯罪に巻き込まれない」という意識を持ち、犯罪に遭わないよう努める。

基本方針

6 “安全・安心”のまち

04 交通安全対策の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 町民の交通安全におけるモラルやマナーの向上を図るため、交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 通学路や危険箇所に交通安全施設を整備し、安全な道路交通環境の向上に努めます。

=施策の内容=

交通安全対策の推進

(1) 交通安全教育・啓発活動の推進

(2) 交通安全施設の整備

■ 計画の背景

- 子どもが事故に遭う確率は、他の年齢層に比べると非常に高く、大人と違い視野が低く狭いため、飛び出し等による事故が発生しています。
- 高齢化社会の進展に伴い、高齢者が関わる交通事故の割合が高い状況となっており、交通安全対策が重要な課題となっています。
- 県内においては、横断歩道上で歩行者の存在に気づいても停止しない車両が多い傾向があります。

■ 目標実現に向けて

(1) 交通安全教育・啓発活動の推進

- 運転マナーの向上を図る取り組みを推進します。
- 子どもや高齢者自身の交通安全意識の啓発と他の世代の保護意識の醸成を図るために、交通安全教育や啓発活動を実施します。
- 登校時の安全を確保するため、危険箇所に交通指導員の配置を推進し、交通安全の強化を図ります。
- 幼児（保護者を含む）や高齢者に対する交通安全教育を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

- 通学路や危険箇所にカーブミラー、看板、歩車道表示、信号機などを設置し、安心して通行できる道路交通環境の整備に努め、交通事故を未然に防止します。

■ 数値目標

〈施策に関する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
交通事故件数	件	57	35
死亡事故件数	件	2	0

=施策の実現に向けた主要事業=

- ・交通安全啓発事業 【継続】
- ・交通安全施設整備事業 【継続】

=施策の実現に向けた行政と町民の役割分担=

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none">・町民の交通安全に対する意識を高めるため、交通安全教育や啓発活動を実施する。・登校時の安全を確保するため、危険箇所に交通指導員の配置を推進し、交通安全の強化を図る。・幼児（保護者を含む）や高齢者に対する交通安全教育を推進する。・通学路や危険箇所にカーブミラー、看板、歩車道表示、信号機などを設置し、交通安全施設の整備を推進する。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none">・子どもや高齢者の行動特性（運動能力、運転特性）等を理解して、運転中、子どもや高齢者を見かけたら、減速、徐行、一時停止するなど思いやりのある運転を心掛け、地域ぐるみで保護意識の醸成に努める。・交通事故に遭いそうな危険な歩行者や自転車利用者を見たら、110番通報するなど適切な保護・誘導活動等を行い、被害を未然に防止する。・「子どもや高齢者に優しい3S運動(※)」の実行に努め、子どもや高齢者等に対する「思いやりのある運転」を励行する。 ※3S運動とは、SEE(見る・発見する)・SLOW(減速する)・STOP(止まる)の頭文字で、運転者や自転車利用者に対して呼びかけ、運転者自身の交通安全意識を高めていく運動。